

資料編

1 策定経過

開催回	日時	場所	概要
第1回	平成26年 4月22日 午後3～5時	八王子市役所 801会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の進め方とスケジュール ・計画の基本的な考え方と特徴 ・現状と課題 ・計画の柱と構成について ・アンケートの趣旨・項目について説明
第2回	5月20日 午後2～4時	八王子市役所 802会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画に向けた課題と方向性の検討 ・計画の骨子・構成の検討 【地域包括ケアシステムについて】 【認知症施策の推進について】
第3回	7月15日 午後3～5時	八王子市役所 801会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果の報告 ・計画の周知について 【今後の施設整備について】
第4回	9月30日 午後3～5時	八王子市役所 801会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果と施策の関係 ・サービス見込量・保険料について 【介護人材の育成について】 【在宅医療・介護の連携推進】
第5回	10月28日 午後3～5時	八王子市役所 職員会館 第2・3会議室	<ul style="list-style-type: none"> 【介護予防給付の見直しと地域支援事業の充実】 【元気高齢者の市民力・地域力の向上や 各種団体の連携強化について】 ・高齢者計画の構成確認
第6回	11月25日 午後3～5時	八王子市役所 職員会館 第2・3会議室	<ul style="list-style-type: none"> 【サービス見込量・保険料について】 ・計画の見直し、マネジメントサイクルなど ・パブリックコメント用「中間報告書（案）」の作成について
第7回	平成27年 2月17日 午後3～5時	八王子市役所 職員会館 第2・3会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの報告 ・計画書（原案）の決定 ・今後の運用について及び協力依頼

2 策定委員会 委員名簿

区分	氏名	団体名
学識経験者（座長）	鏡 諭	淑徳大学コミュニティ政策学部 教授
学識経験者（副座長）	島津 淳	桜美林大学健康福祉学群 教授
福祉関係者	久永 美幸	八王子市民生委員児童委員協議会 (八王子市第5地区民生委員児童委員協議会 会長)
福祉関係者	野津山 貴	八王子市地域包括支援センター長会 (高齢者あんしん相談センター元八王子 センター長)
福祉関係者	吉本 由紀	八王子市社会福祉協議会 (成年後見・あんしんサポートセンター八王子)
福祉関係者	割田 みえ子	ふれあいの会（認知症の方を支える家族の会） 代表
保健医療関係者	数井 学	八王子市医師会 理事
保健医療関係者	山内 英史	東京都八南歯科医師会 八王子支部 支部長
保健医療関係者	文入 重鶴	八王子薬剤師会 理事
介護サービス事業者	村上 正人	八王子介護保険サービス事業者連絡協議会 理事
介護サービス事業者	櫻田 朋子	八王子施設長会 理事
介護サービス事業者	岩倉 真弓	八王子介護支援専門員連絡協議会 理事
介護保険料を負担する事業者	伊藤 光江	八王子商工会議所
地域関係者	田中 泰慶	八王子市町会自治会連合会 事務局次長
地域関係者	多々井 克昌	八王子市老人クラブ連合会 副会長（総務部長）
市民（第1号被保険者）	今澤 隆一郎	八王子市地域包括支援センター運営協議会 委員
市民（第2号被保険者）	荒木 弘子	八王子市介護保険運営協議会 委員

3 策定委員会等設置要綱

八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項に規定する高齢者計画・介護保険事業計画の策定にあたり、学識経験者、福祉関係者、保健医療関係者等により構成する高齢者計画・第6期介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、平成27年度から平成29年度までの高齢者計画・第6期介護保険事業計画の基本となる重要事項等について意見聴取及び意見交換を行う。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見聴取及び意見交換を行う。

- (1) 高齢者計画・介護保険事業計画の基本となる重要事項について
- (2) その他高齢者計画・介護保険事業計画策定に必要な事項について

(構成)

第3条 委員の定数は次のとおりとし、各号に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 学識経験者・・・・・・・・・・2名
- (2) 福祉関係者・・・・・・・・・・4名以内
- (3) 保健医療関係者・・・・・・・・3名以内
- (4) 介護保険サービス事業者・・・・・・・・3名以内
- (5) 介護保険料を負担する事業者・・・・・・1名
- (6) 地域関係者・・・・・・・・・・2名以内
- (7) 第1号被保険者市民・・・・・・・・1名
- (8) 第2号被保険者市民・・・・・・・・1名

(座長及び副座長)

第4条 委員会に座長及び副座長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、市長が招集し、座長が会議の進行を行う。

(庁内検討会)

第6条 委員会での意見聴取及び意見交換を円滑に行うため、庁内の関係者で構成する庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会は、福祉部長が招集し、座長となる。
- 3 座長が不在の場合は、座長が検討会メンバーの中から指名したものが会議を進行する。

- 4 検討会のメンバーは、別表のとおりとする。
- 5 座長が会議において必要と認めた場合は、検討会メンバー以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び検討会の庶務は福祉部高齢者いきいき課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年1月24日から施行する。

この要綱は、平成26年3月28日から施行する。

(有効期限)

この要綱は、平成27年3月31日をもって、その効力を失う。

別表

部長級：福祉部長、医療保険部長、健康部長

課長級：高齢者いきいき課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、福祉政策課長、
地域医療政策課長、大横保健福祉センター館長、東浅川保健福祉センター館長、
南大沢保健福祉センター館長、健康政策課長、保健対策課長

4 展開施策一覧

本計画では、「地域で生きがいを持ち、生き活きと暮らす」、「住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」、「利用者の自立に向けた介護保険サービスの安定した提供社会保障制度の適正な運用」の3つを基本的な事業の柱として施策を展開します。(それぞれの施策の詳細については第4章をご参照ください。)

事業の柱（1） 地域で生きがいを持ち、生き活きと暮らす					
事業の柱	取り組みの目的	番号	施策名称	掲載ページ	
1-1 地域のみんなで支えあうために	① 地域のネットワークの充実	1	地域交流サロンの支援	58	
		2	地域包括ケアシステムの周知	58	
		3	八王子市社会福祉協議会への支援	59	
		関連 施策	6 11 62	地域での見守り体制づくり 地域における避難行動要支援者支援体制の推進 地域ケア会議の実施	
	② 高齢者を見守る体制の充実	4		「高齢者等の見守りガイドブック」の活用	59
		5		シルバーふらっと相談室・シルバー見守り相談室の運営	60
		6		地域での見守り体制づくり	60
		7		見守りサービスの充実	60
		8		見守り協定事業	60
		9		地域と連携した見守り講座の開催	61
		10		訪問ふれあい収集事業	61
	関連 施策	43 46 61 68	認知症サポーターの養成 徘徊高齢者探索機器の貸与 高齢者あんしん相談センターの充実 配食サービスの利用促進		
	③ 高齢者の災害時支援体制の充実	11		地域における避難行動要支援者支援体制の推進	62
12			災害時における福祉避難所の設置と運用	62	
13			災害時における要配慮者の安否確認	62	
1-2 生きがいを持ち自立して生活するために	① 高齢者の生きがいを高める情報・活動の支援	14		シニアクラブの支援	63
		15		シニア元気応援ハンドブックの活用	63
		16		生涯学習コーディネーターの養成	63
		17		出前講座の実施	64
		18		スポーツ教室など的高齢者が参加できる講座開催	64
	関連 施策	1 21 22 23 54 57 58 60 65	地域交流サロンの支援 八王子市高齢者活動コーディネートセンターの運営 はちおうじ志民塾 「お父さんお帰りなさいパーティー」実施支援 高齢者ボランティア・ポイント制度の実施 介護予防普及啓発事業 介護予防地域活動支援事業 高齢者向けの各種教室や講座の開催 東京都シルバーパスの普及・周知		

事業の柱	取り組みの目的	番号	施策名称	掲載ページ
1-2 生きがいを持ち自立して生活するために	② 高齢者の就労支援	19	「八王子市シルバー人材センター」の支援	65
		20	「八王子しごと情報館」の運営	65
		関連 施策	24 88	「ビジネスお助け隊」の活動支援 介護人材の育成・確保に向けた取り組み
	③ 高齢者の技能・経験を活かす	21	八王子市高齢者活動コーディネートセンターの運営	66
		22	はちおうじ志民塾	66
		23	「お父さんお帰りなさいパーティー」実施支援	66
		24	「ビジネスお助け隊」の活動支援	67
		関連 施策	19 54 58	「八王子市シルバー人材センター」の支援 高齢者ボランティア・ポイント制度の実施 介護予防地域活動支援事業
	④ 高齢者の自立につながるまちづくり	25	特定都市施設のバリアフリー化推進	67
		26	交通バリアフリーの推進	67
		27	だれでもトイレの充実	68
		28	思いやり駐車スペースの推進	68
		29	福祉有償運送の登録等支援	68

事業の柱（２）住み慣れた地域で安心して暮らし続ける

事業の柱	取り組みの目的	番号	施策名称	掲載ページ	
2-1 安全で権利が尊重される生活のために	① 高齢者の権利を守る	30	権利擁護・成年後見制度の相談の充実	70	
		31	権利擁護の推進	70	
		32	高齢者虐待防止に向けた普及啓発と人材育成	70	
		33	民生・児童委員による相談活動の充実	71	
		関連 施策	6 9 34 81	地域での見守り体制づくり 地域と連携した見守り講座の開催 高齢者向けの消費生活講座の開催 高齢者住居賃貸代行保証料補助の実施	
	② 高齢者が自ら安全な暮らしを守る	34	高齢者向けの消費生活講座の開催	71	
		35	交通安全レター作戦	72	
		36	高齢者向けの出張交通安全講座の開催	72	
		関連 施策	11	地域における避難行動要支援者支援体制の推進	
		2-2 認知症になっても安心して生活を続けるために	① 認知症ケア体制の充実	37	認知症高齢者ネットワーク会議の開催
38	認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チームの配置			73	
39	D-Net との連携			74	
40	認知症疾患医療センター（都指定）との連携			74	
41	認知症ケアパスの作成			74	
関連 施策	30			権利擁護・成年後見制度の相談の充実	

事業の柱	取り組みの目的	番号	施策名称	掲載ページ	
2-2 認知症になっても安心して生活をするために	② 認知症サポート体制の充実	42	認知症に関する講座の開催	75	
		43	認知症サポーターの養成	75	
		44	認知症家族サロンの運営	75	
		45	認知症家族会の立ち上げ支援	76	
		46	徘徊高齢者探索機器の貸与	76	
2-3 安心して介護を行うために	① 介護を行う家族への支援	47	在宅高齢者おむつ給付事業	77	
		48	家族介護慰労金支給事業	77	
		関連 施策	44	認知症家族サロンの運営	
			45	認知症家族会の立ち上げ支援	
			46	徘徊高齢者探索機器の貸与	
			66	生活支援ショートステイの充実	
	82		介護サービス事業者ガイドブックの配布		
	84	生活の相談やサービス利用に関する要望への対応			
	② 高齢者への相談・情報提供の充実	49	広報の活用・ホームページの充実	78	
		50	「自宅での看取り」などについての情報提供	78	
		51	介護サービス相談支援事業の充実	78	
52		各種申請受付・相談窓口の充実	79		
53		高齢者のこころの健康相談	79		
関連 施策		5	シルバーふらっと相談室・シルバー見守り相談室の運営		
		33	民生・児童委員による相談活動の充実		
		61	高齢者あんしん相談センターの充実		
	82	介護サービス事業者ガイドブックの配布			
84	生活の相談やサービス利用に関する要望への対応				
2-4 心身ともに自立した健康な暮らしのために	① 介護予防の推進	54	高齢者ボランティア・ポイント制度の実施	80	
		55	二次予防事業対象者把握事業	80	
		56	通所型介護予防事業の実施	80	
		57	介護予防普及啓発事業	81	
		58	介護予防地域活動支援事業	81	
	② 高齢者の健康維持・増進の支援	59	健康づくり活動の支援	82	
		60	高齢者向けの各種教室や講座の開催	82	
		関連 施策	18	スポーツ教室など的高齢者が参加できる講座開催	
			53	高齢者のこころの健康相談	
			68	配食サービスの利用促進	
73	医療に関する広報・啓発				
74	安全においしく食べ続けるための環境整備				
2-5 在宅で安心して暮らし続けるために	① 地域包括ケアシステムの基礎づくり	61	高齢者あんしん相談センターの充実	83	
		62	地域ケア会議の実施	83	
		63	地域包括ケアシステム推進会議の設置	84	
		64	基幹型地域包括支援センター機能の充実	84	
		関連 施策	2	地域包括ケアシステムの周知	
6	地域での見守り体制づくり				

事業の柱	取り組みの目的	番号	施策名称	掲載ページ
2-5 在宅で 安心して 暮らし 続ける ために	② 在宅生活を支援するサービスの充実	65	東京都シルバーパスの普及・周知	85
		66	生活支援ショートステイの充実	85
		67	シルバーサポーターの派遣	85
		68	配食サービスの利用促進	85
		関連 施策	7 10 78	見守りサービスの充実 訪問ふれあい収集事業 高齢者自立支援住宅改修給付
	③ 医療と介護の連携推進	69	医療・介護関係者会議の参加・開催	86
		70	在宅医療連携拠点の整備	86
		71	在宅医療・介護連携に関する介護支援専門員向け研修の充実	87
		72	「医療と介護の連携ガイド」の活用	87
		73	医療に関する広報・啓発	87
		74	安全においしく食べ続けるための環境整備	88
		75	在宅医療 24 時間診療事業の実施	88
		関連 施策	37 41	認知症高齢者ネットワーク会議の開催 認知症ケアパスの作成
	④ 高齢者の住まいに関する支援	76	高齢者集合住宅の運営	88
		77	住宅用防災機器設置事業	89
		78	高齢者自立支援住宅改修給付	89
		79	高齢者が安心して住める住宅の検討	89
		80	公営住宅優遇抽選制度の実施	89
		81	高齢者住居賃貸代行保証料補助の実施	90
		関連 施策	71 85	在宅医療・介護連携に関する介護支援専門員向け研修の充実 介護支援専門員への研修の実施（第3期介護給付適正化計画）

事業の柱（３）利用者の自立を支える介護保険サービスの 安定した提供				
事業の柱	取り組みの 目的	番号	施策名称	掲載 ページ
3-1 わかり やすく、 よりよい 介護保険 サービス を提供 する しくみ づくり	① 介護保険 サービスの 円滑な提供	82	介護サービス事業者ガイドブックの配布	92
		83	地域密着型サービスの介護保険事業者などへの周知	92
		84	生活の相談やサービス利用に関する要望への対応	92
		85	介護支援専門員への研修の実施（第3期介護給付適正化計画）	93
		86	ケアマネジャーガイドラインの充実（第3期介護給付適正化計画）	93
		87	福祉サービス第三者評価制度の普及促進	93
		関連 施策	51	介護サービス相談支援事業の充実
	② 介護人材 の育成・確保	88	介護人材の育成・確保に向けた取り組み	94
		89	介護人材の育成・確保に向けた調査・研究	94
		90	介護人材の確保・定着支援	94
		関連 施策	71 85	在宅医療・介護連携に関する介護支援専門員向け研修の充実 介護支援専門員への研修の実施（第3期介護給付適正化計画）
	③ 日常生活 基盤の整備	91	生活支援サービス研究会及び協議体の設置	95
		92	生活支援コーディネーターの配置	95
		93	介護予防・生活支援サービス事業における新たな「訪問型サービス」	95
		94	介護予防・生活支援サービス事業における新たな「通所型サービス」	96
3-2 健全な 介護保険 制度運営 のしくみ づくり	① 持続力 のある介護 保険制度運営	95	八王子市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会の運営	96
		96	事業者の適切な許認可・指定	97
		97	公平・公正な要介護認定	97
		98	介護保険住宅改修の給付適正化（第3期介護給付適正化計画）	97
		99	ケアプランの自己点検支援（第3期介護給付適正化計画）	98
		100	国保連提供データの活用（第3期介護給付適正化計画）	98
		101	施設介護サービス事業者に対する指導監査	98
		102	在宅介護サービス及び地域密着型介護サービス事業者に対する指導監査	98
	② 介護予防 ・日常生活 支援総合事業 への円滑な 移行	103	市民・被保険者の制度理解を深める	99
		104	介護保険サービス事業者への普及啓発など	99

5 用語解説

あ行	
用語	解説
NPO (法人) <small>ほうじん</small>	「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境保全、国際協力などのさまざまな社会貢献活動を行っている。NPO 法人（特定非営利活動法人）は、市民活動団体の中で特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）により法人格を取得した団体を指す。
オストメイト	病気や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部（ストーマ「人工肛門・人工膀胱」）を造設した人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。

か行	
用語	解説
かいご 介護サービス	介護保険制度のもとで提供されるサービスのこと。大きく「居宅サービス」、「施設サービス」、「地域密着型サービス」に分けられる。
かいごほうしゅう 介護報酬	介護保険が適用されるサービスにおいて、そのサービスを提供した対価として事業所・施設に支払われる報酬。額は厚生労働大臣が定め、原則として報酬の一部を利用者が負担し、残りは保険者である市町村に請求され、保険料と公費で賄う介護保険から支払われる。
かいごほけんせいど 介護保険制度	加齢に伴って生ずる心身の変化、疾病等により、介護や機能訓練、医療などを必要とする高齢者を社会全体で支えるしくみとして創設された制度。40 歳以上の人全員が被保険者（保険加入者）となって保険料を負担する。要介護・要支援と認定された場合は、本人の心身の状態等に応じたケアプランを作成し、プランに基づいた介護保険サービスを利用することができる。
かいごほけんほう 介護保険法	加齢に起因する疾病等により介護や支援が必要な状態となった者に、社会保険方式にて必要な介護サービスを保健医療と福祉の両面から総合的・一体的に提供するため、平成9年12月17日に公布され、平成12年度から施行された法律。介護を要する状態となっても、尊厳を保持し、できる限り自宅で自立した日常生活を営めることを目的としており、サービスの提供にあたっては、要介護状態・要支援状態の軽減または悪化の防止に資するとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならないとされている。
かいごよぼう 介護予防	要介護状態になることをできるかぎり防ぐこと、あるいは要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないようにすること。
ちいき かいごよぼう (地域) 介護予防 かつどうしえんじぎょう 活動支援事業	すべての高齢者を対象に、介護予防のためのボランティアや地域活動組織などの育成や支援をする事業。
かいごよぼう にちじょうせいかつ 介護予防・日常生活 しえんそつごうじぎょう 支援総合事業	要支援者等に対して、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービスなど、地域で高齢者を支える多様なサービスを市町村の判断と創意工夫により総合的に提供する事業。実施にあたっては、市町村の介護保険事業計画に位置づけ、関係行政機関・関係団体・民間事業者・ボランティアを含む地域住民等の協力を得て事業が推進される。

用語	解説
かいごよぼう 介護予防 ふきゅうけいはつじぎょう 普及啓発事業	介護予防事業の一つ。介護予防の基本的な知識を普及啓発するため、市町村がパンフレットの作成・配布や講演会、介護予防の講座等を開催する事業。
かかりつけ医	日常的な診療や健康管理を行ってくれる身近な医師のこと。必要に応じて、専門の医療機関や高度医療機関等への紹介や、在宅での医療や介護が必要になったときの相談にも対応する。
かくかぞく 核家族	夫婦とその未婚の子ども、夫婦のみ、父親または母親とその未婚の子ども、のいずれかから構成される家族。大家族とは対になる表現。
きかんがたちいきほうかつ 基幹型地域包括 しえん 支援センター	高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を統括し、機能の強化やバックアップをする機関。
かいご きゅうふひ (介護) 給付費	要介護・要支援の認定を受けた人が利用する介護保険サービスの費用の内、原則として1割を利用者が負担し、残りの9割は介護保険から給付される。介護保険の財源は、国・都・市の公費（税金）と、40歳以上の人を支払う介護保険料で賄われている。（平成27年8月から、一定以上所得者は2割負担。）
ケアプラン	利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者本人や家族の希望等を元に、サービス担当者会議での専門家の協議で作成される、利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画。介護保険制度では、利用者のニーズに合ったサービスを効率的かつ計画的に提供する観点から、健康上及び生活上の問題点や解決すべき課題、目標とその達成時期、利用するサービスの種類や内容等が記載されたケアプランを作成してサービスを提供することを給付の基本としている。
ケアマネジメント きょたくかいごしえん (居宅介護支援)	要介護者等が居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス、または福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、要介護者の依頼を受けて計画（ケアプラン）を作成するとともに、ケアプランに基づくサービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。また、居宅要介護者が施設への入所を要する場合に、紹介その他の便宜の提供を行うこと。
ケアマネジャー かいごしえんせんもんいん (介護支援専門員)	要介護者等からの相談に応じて、心身の状況等に応じた適切なサービス等を利用できるように、市町村、居宅サービス事業者、施設等との連絡調整等（ケアマネジメント）を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者。
けんりょうご 権利擁護	「その人らしく暮らすための権利」を支援することで、自己の権利を表明することが困難な寝たきりや認知症の高齢者、障害者のニーズ表明等を代弁する。権利侵害を受けている状態を解消したり、適切な権利の行使をするために支援をする。
こうきこうれいしゃ 後期高齢者	75歳以上の高齢者のこと。65歳～74歳の高齢者を前期高齢者として区分する。
こうれいかりつ 高齢化率	総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合。高齢化率が7%以上で高齢化社会、14%以上で高齢社会、21%以上で超高齢社会とされる。

用語	解説
こうれいしゃ <small>そくだん</small> 高齢者あんしん相談 センター（地域包括 支援センター）	高齢者あんしん相談センターは、地域包括支援センターの八王子市における愛称。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるために、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、医療、介護、虐待などの相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。日常生活圏域を踏まえて設定され、市町村又は市町村に委託された法人が運営する。
こうれいしゃ <small>ぎゃくたい</small> 高齢者虐待	高齢者に対する身体的虐待、ネグレクト（養護を著しく怠ること）、心理的虐待（精神的な外傷を与えるような行動）、性的虐待、経済的虐待の5つに区分され、今まで家庭や施設内のこととして表に出てこなかった事例が徐々に表面化している。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定める市の責務として、市は高齢者及び養護者または施設従事者等に対する相談、指導、助言を行う。また、虐待の通報等を受けた場合は立ち入り調査等を行い、必要に応じて高齢者を保護する。
こうれいしゃ 高齢者ボランティア・ ポイント制度 <small>せいど</small>	元気な高齢者が、市内の特別養護老人ホームやデイサービス、高齢者世帯（ひとり暮らしを含む）などで行うボランティア活動の成果を交付金などと交換する制度。ボランティア活動を通じ、高齢者の"社会参加、地域貢献、及び自身の健康増進"を積極的に支援することを旨とする。国の「介護支援ボランティア制度」に位置づけられる。同様の制度は、全国的な広まりを見せているが、付与ポイントを交付金と交換する自治体が多い中、本市では交付金以外の選択肢として、市内観光スポットのオリジナル商品等を「八王子夢パック」として提供するなど、八王子らしさを加味した内容としている。

さ行	
用語	解説
サービス付き こうれいしゃ <small>む</small> <small>じゅうたく</small> 高齢者向け住宅	高齢者世帯に対し、安心して生活できる住まいの供給を促進するために、バリアフリー構造や高齢者を支援する安否確認、生活相談等のサービスを備えた住宅。
ざいたく <small>いり</small> <small>りょうれん</small> <small>けいき</small> <small>よてん</small> 在宅医療連携拠点	住み慣れた地域で誰もが必要な医療・介護サービスを包括的・継続的に受けられるよう、医療と介護が連携し、さまざまな職種が協働で支援を行うシステム（地域包括ケアシステム）の拠点。地域の医療機関が中心的な役割を担うことが多くなっている。
ざいたく 在宅サービス	居宅で生活する利用者に対し提供される介護サービスをいい、訪問介護、通所介護など全12種類のサービスで構成される。
ざいたく <small>りょうしゃ</small> 在宅サービス利用者	在宅サービスのうち、いずれか1種類以上のサービスを利用する者。
しえん <small>こんなん</small> 支援困難ケース	何らかの要因、もしくは複合的要因により、適切な支援が行われなかった事例のこと。要因は被支援者、支援者、被支援者や支援者を取り巻く環境、地域社会など様々ある。支援困難事例。
しきゅうげん <small>どきじゅん</small> <small>がく</small> 支給限度基準額	要介護・要支援の認定を受けた人が、区分ごとに、1か月あたりに利用できるサービス費用の限度額。「単位」という表示で介護保険被保険者証に明記され、実際の金額に換算するときには、介護報酬の計算方法と同じく、支給限度基準額（単位数）×地域ごとの単価で計算される。

用語	解説
じじよ ごじよ きょうじよ 自助・(互助)・共助・ こうじよ 公助	<p>自助は、自分自身の力で課題を解決すること。共助は、地域や市民レベルでの支えあいや支援活動。公助は、公的サービスなどの行政による支援のこと。なお、互助とは、自助の範囲を広範囲に広げたもので、身近な家族や友人、ご近所などお互い同士の支えあいを指すことが多い。</p>
しせつ きょじゅうけい 施設・居住系 サービス	<p>「施設サービス」とは、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）に入所・入院する利用者に対し提供されるサービスの総称をいう。「居住系サービス」は、「居宅サービス」における特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）、地域密着型サービスにおける認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）など、該当施設に居住して介護サービスの提供を受ける施設サービス類似のサービスを総称したもの。</p>
シニアクラブ	<p>おおむね 60 歳以上の方が、町会・自治会単位ほどの生活圏の中で、自主的に組織した団体。各々の知識や経験を活かし、さまざまな活動を通して、自らの生きがいや健康づくりに取り組み、生活を豊かにするとともに、地域コミュニティの形成や、社会貢献・世代間交流等に取り組み、地域の課題を解決していくことで、いきいきとした地域社会の実現に役立てる。</p>
しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会	<p>社会福祉法に基づき、各市町村に設置された社会福祉法人。地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、社会福祉関係者や住民の参画を得て、誰もが安心して生活できる「福祉社会」の実現を目指し、住民参加・協働による様々な活動を行っている。</p>
しゃかいふくししんぎかい 社会福祉審議会	<p>地方自治法第 138 条の 4 第 3 項により設置される審議会。社会福祉に関するさまざまな問題を調査審議する市長の諮問機関で、社会福祉事業に従事する者、学識経験者、市議会議員などで構成される。</p>
しょうがいがくしゅう 生涯学習 コーディネーター	<p>市民の生涯学習活動や地域活動を支援するコーディネーター。八王子市では、生涯学習の基本的な知識、講座やイベントを企画する実習などを通して、学びを支援する担い手を養成する生涯学習コーディネーター入門講座を開催している。</p>
しょうせつ 常設サロン	<p>ふれあい・いきいきサロンの中で、週 3 回以上運営されているものをいう。地域住民のだれもが気軽に立ち寄って、お茶を飲みながら交流を図ることができる憩いの場。地域の介護予防にも取り組む。</p>
ショートステイ	<p>短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）と短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）のこと。福祉施設などに短期間入所して、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練などが受けられるサービス。短期入所療養介護では医療的なサービスを受けることができる。</p>
じんざい シルバー人材 センター	<p>「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、定年退職者等高齢者に臨時的かつ短期的または軽易な業務の就業機会を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとするさまざまな社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活と地域社会の活性化に取り組む組織。市町村ごと一つに限り都道府県知事が指定する。</p>
シルバーふらっと そうだんしつたてがおか 相談室館ヶ丘	<p>市が委託した法人が運営する、高齢者からの相談を受ける窓口の一つ。高齢者の孤立防止のため、その生活実態の把握や見守り、緊急通報システムを活用した緊急時の対応など、高齢者あんしん相談センター寺田と連携して必要な支援を行う。</p>

用語	解説
みまも シルバー見守り そうだんしつながぶさ 相談室長房	市が委託した法人が運営する、高齢者からの相談を受ける窓口の一つ。高齢者の孤立防止のため、その生活実態の把握や見守り、緊急通報システムを活用した緊急時の対応など、高齢者あんしん相談センター長房と連携して必要な支援を行う。
しん 新オレンジプラン	これまでの認知症施策推進5か年計画を引継ぎ、平成27年1月に取りまとめられた認知症施策推進総合戦略のこと。内容は①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、⑦認知症の人やその家族の視点の重視、の7つの柱をもとに構成されている。
せいかつしえん 生活支援 コーディネーター (ちいきささあ 地域支え合い すいしんいん 推進員)	生活支援サービスの充実や高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手となる人材の養成・発掘などの地域資源の開発や、地域のニーズと地域資源のマッチングなどを行うコーディネーター。
せいかつ しつ 生活の質	別名 QOL (Quality of Life の略称)。一人ひとりの人生の質や社会的にみた生活の質を指し、生きがいや満足度、自分らしい生活の営みを評価する概念。人生80年といわれる時代において、生活の質の追及は今後ますます重要になっていくと考えられる。
せいねんこうけんせいど 成年後見制度	判断能力が十分ではない方が、不利益を被らないように後見人等を選任し、法律面や生活面で本人の意思を尊重しつつ支援する制度のこと。家庭裁判所が後見人等を選任する「法定後見」と、あらかじめ本人が後見人等を選び契約しておく「任意後見」とがある。
せだいかんこうりゅう 世代間交流	世代の異なる人々が相互に交流し、互いの生活文化や価値観の理解を深めるために行われる活動。高齢者の経験や知識、ものの考え方や解釈を若い世代に継ぎを若い世代に言い伝えること。総じて、世代の異交流し、互いの生活文化や価値観の理解を深めるために行われる活動を指す。

た行	
用語	解説
だい ごうひ ほけんしゃ 第1号被保険者	区市町村内に住所を有する65歳以上の者をいう。転入や年齢が65歳に到達したときに、その区市町村における第1号被保険者の資格を取得する。
だい じ だい じ 第1次・第2次・ だい じ さんぎょう 第3次産業	第1次産業は土地が中心の産業で、農業、林業、漁業。第2次産業は原材料を加工生産する産業で、鉱業、建設業、製造業。第3次産業はそれ以外のサービスを提供するもので、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業、公務員などを指す。

用語	解説
だいに ごうひ ほけんしゃ 第2号被保険者	区市町村内に住所を有する40歳以上65歳未満の健康保険加入者をいう。転入や健康保険加入、年齢が40歳に到達したときに、その区市町村における第2号被保険者の資格を取得する。なお、第2号被保険者が保険適用により介護サービスを利用できるのは、加齢を原因とする16種類の特定期病によって要介護（要支援）状態となった場合に限られる。
だれでもトイレ	ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者、車椅子利用者、乳幼児を連れた人、オストメイトなど、できるだけ多くの人々が利用できるように設計されたトイレ。
だんかい せだい 団塊の世代	昭和22年から24年に生まれた世代。この3年間の出生数は約810万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。平成27年には高齢期を迎え、平成37年には後期高齢者となる。
ちいきいりょう かいご 地域医療・介護 そうごうかくほすいしんほう 総合確保推進法	高齢化が進行する中で、社会保障制度を将来も維持していくために、医療・介護提供体制の構築や、医療・介護を対象とした新たな税制支援制度の確立、地域包括ケアシステムの構築などを行い、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するもの。「医療法」や「介護保険法」、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律」などの一部改正から構成される。
ちいき かいご 地域ケア会議	高齢者あんしん相談センター等が主催し、医療、介護などの専門職等が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、地域に共通する課題やその解決方法などを考える会議。個別の課題分析を積み重ねることによって、地域に共通した課題を明確化し、その解決に必要なネットワークや地域づくりを検討する。地域包括ケアシステムの構築のためにも、その果たす役割に期待が持たれている。
ちいきしえんじぎょう 地域支援事業	介護が必要になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことが出来るように支援するための事業。
ちいきふくし 地域福祉	地域の福祉問題に対して、公私を問わず、専門家や地域住民が協力して取り組むという考え方。
ちいきふくしすいしんきょてん 地域福祉推進拠点	八王子市社会福祉協議会が設置・運営し、地域住民が参画して共助を推進するための拠点。コミュニティソーシャルワーカー等による各種相談の場、町会・自治会等関係機関との関係づくりの場であり、住民の活動拠点（福祉学習会・コミュニティカフェ等）としても機能するもの。
ちいき 地域 ほうかつ 包括ケアシステム	「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けること」を目指し、医療や介護、介護予防、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制・しくみのこと。

用語	解説
ちいきみつちやくがた 地域密着型サービス	住み慣れた地域での生活を支えるため、身近な市町村で提供されることが適当なサービス類型として平成 18 年度に創設されたサービス。市町村がサービス事業者の指定・指導監督権限を有し、原則として、その市町村の被保険者がサービスを利用することができる。
ちゅうかくし 中核市	人口 30 万人以上の要件を満たし、政令指定都市以外の行政規模や能力などが比較的大きな都市について、事務権限を強化し、より住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度のこと、八王子市は平成 27 年 4 月 1 日に東京都初の中核市に移行する。
ちゅうかくびょういん 中核病院	複数の診療科があり、高度・専門的な検査を行うスタッフ及び医療機器を備えた、地域の医療連携の中核を担う病院。
ちようこうれいしゃかい 超高齢社会	65 歳以上の高齢者の占める割合が総人口の 21%を超えた社会。なお、65 歳以上の高齢者の占める割合が総人口の 7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」と呼ぶ。
D-Net	八王子市医師会が行っている八王子市認知症高齢者支援ネットワーク事業。認知症に関する情報の提供や八王子市医師会認定認知症専門医の紹介などを行うホームページの運営や、市民からの相談を受け付ける相談室の設置、医療・介護職や市民を対象にした研修の開催などを通じ、認知症高齢者及びその家族の支援を行っている。
でまえこうざ 出前講座 (はちおうじ出前 こうざ 講座)	市内在住・在勤・在学の団体に市や官公署・企業等の職員が講師として出向き、担当する事業などについて講義や説明を行っているもの。高齢者福祉に関しては介護保険制度の説明や介護予防、認知症サポーター養成講座などのメニューがある。
とくていしせつ 特定施設	有料老人ホームその他法令で定められる施設で当該施設の入居者に対して、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話等を行う。要介護認定者だけが入居可能な施設を介護専用特定施設、要支援認定者等も入居可能な施設を混合型施設、定員が 29 名以下の場合には地域密着型特定施設とよばれる。
とくていと ししせつ 特定都市施設	建築物、道路、公園、公共交通施設などの施設のうち定められた規模のもので、高齢者や障害者を含めたすべての人が円滑に利用できるように整備基準のうち特に守るべき基準として定めたものを遵守しなければならない都市施設。

な行	
用語	解説
にちじょうせいかつけんいき 日常生活圏域	市町村介護保険事業計画において、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービスを提供する施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して定める区域。国では、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として中学校区を単位として想定しているが、それぞれの市町村で、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定される。八王子市においては平成 27 年現在、15 の圏域が設定されている。
にんいじぎょう 任意事業	市区町村が実施主体となり、介護給付費等適正化事業、家族介護支援事業のほか地域の実情に応じて、任意に実施できる事業。

用語	解説
にんちしょう 認知症	後天的に脳が何らかの原因によって障害を受け、認知機能が持続的に低下した病的な状態をいい、加齢による「物忘れ」とは区別される。記憶障害や判断能力の低下などにより日常生活に支障が生じる。徘徊や暴言などの行動障害、妄想やうつ状態などの精神症状を伴うことが多い。アルツハイマー型認知症や脳血管性認知症等がある。
にんちしょうかぞく 認知症家族サロン	地域で認知症の方とその介護者を支える環境づくりの一つとして、運営されるサロン。介護者の負担軽減や交流を深める場であり、認知症に関する相談や講習なども行います。八王子市ではサロン運営に携わる団体に対し補助金の交付を行っている。
にんちしょう 認知症ケアパス	認知症を発症したときからその進行状況に合わせて、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受けることができるのか、具体的な機関名やケア内容等をあらかじめ決めておくもの。
にんちしょう 認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講して認知症について正しく理解し、地域で暮らす認知症の人や家族を温かく見守る応援者として自分のできる範囲で活動する人。
にんちしょうしっかん 認知症疾患 いりょう 医療センター	認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付などを行う専門医療機関。都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置。

は行	
用語	解説
はいかいこうれいしゃたんさく き き 徘徊高齢者探索機器	認知症による徘徊行動のある高齢者に身につけてもらう、GPS を利用した探索機器。
はちおうじしこうれいしゃかつどう 八王子市高齢者活動 コーディネート センター	永年培った経験や特技を持つ高齢者と、それを学ぼうとする地域の人々や学校・福祉施設などをつなぐ仲介・相談・人材発掘などを通して、高齢者の社会参加を支援している。市の委託を受けてボランティア団体が運営している。
パブリックコメント	市の基本的な政策等を策定する場合に、事前に内容を公表して市民から意見を募集する手続き。寄せられた市民の意見は、政策等の決定にあたって参考とし、意見の概要と意見に対する市の見解等を公表している。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活に支障をもたらす物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられる。
PDCA	マネジメントサイクルの一つで、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）のプロセスを順に実施し、継続的な改善活動を推進していくシステム。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスに入り、新たなサイクルを進める。
ひなんこうどうようしえんしゃ 避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

用語	解説
ふくしひなんじよ 福祉避難所	市内の介護事業者施設等を活用し、介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障を来す人に対して、支援が行われるほか、要援護者に配慮した持ち運び可能なトイレ、手すりや簡易スロープなどバリアフリー化が図られた避難所のこと。
ふくしゆうしょうらんそう 福祉有償運送	高齢者、障害者など単独で公共交通機関を使つての移動が困難な方を対象とした、NPO法人や社会福祉法人等の非営利団体による、有償の移送サービス。
ふれあい・いきいき サロン	月1、2回、民生・児童委員、町会・自治会の役員、ボランティアの方々が中心となって、地域の集会所や市民センターなどで茶話会や趣味の教室などを開催するもので、会員制をとらずいつでも新しい方が参加できることが特徴である。高齢者、障害者、子育て中の方など、誰もが住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちを目指して、全国の社会福祉協議会で取り組んでいる活動。
ほうかつてきしえんじぎょう 包括的支援事業	従来、市町村から地域包括支援センターに委託して実施していた事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント業務）の他に、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備が新たに包括的支援事業として定められた。
ほうていがい 法定外の しゆくはく 宿泊サービス	通所介護事業所（デイサービス事業所）などが、事業所の営業時間外にその設備の一部を利用して、通所介護事業所等の利用者に対し宿泊サービスを提供するものをいう。平成27年度の介護保険制度改正において法定外の宿泊サービスを実施する場合、都道府県、市町村への事前の届け出や事故報告等が義務づけられた。
ほうもんかいごいん 訪問介護員 (ホームヘルパー)	在宅で暮らす方の居宅を訪問し、身体介護や生活援助を提供する。身体介護には食事や入浴、排泄等の支援と外出支援等の移動介助が含まれ、また、生活援助として、調理、洗濯、買い物等を行う者。
かいご (介護サービス) 訪問 ふれあい員	八王子市が行っている介護サービス相談支援事業の一つ。介護保険施設やグループホーム、在宅サービス利用者の元に直接訪問し、利用者からの相談、疑問、不平・不満等を傾聴し、早期に対応し解決・改善を図っている。
ほけんじゃ 保険者	保険事業を経営・運営する主体のこと。一般に、保険者とは、保険事業を自己の事業として行い、自己の計算において保険料を徴収して保険給付を行い、その他保険事業に付随する業務を行うものをいう。介護保険法により、介護保険制度の保険者は市区町村（市町村・特別区）と定めている。
ボランティアセンター	八王子市社会福祉協議会が設置し、ボランティア活動の相談やコーディネート、講座の開催など、ボランティア活動の推進と支援を行っている。

ま行

用語	解説
マネジメントサイクル	マネジメントにおいて、一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスに入り、新たなサイクルを進めること。

用語	解説
みと 看取り	病人のそばにいて世話をすること。また、死期まで見守り看病すること。人生の最終段階を自宅で過ごすことを希望する方が増えている中で、自宅での「看取り」については、本人の意志や家族の希望を確認した上で、在宅医療や往診を行う医師、訪問看護を行う看護師、ケアマネジャーなどの介護者と連携して備える必要がある。
みまも ほうちん 見守り訪問	訪問や声かけなどを通して、高齢者の安否確認や福祉相談などを行うこと。八王子市では、高齢者あんしん相談センター、シルバーふらっと相談室館ヶと相談室館ヶ丘、シルバー見守り相談室長房、民生・護サービス訪問ふれあい員、訪問ふれあい収集事業など、各種の見守りに関する事業が行われている。
みんせい じどういん 民生・児童委員	民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、各区市町村の担当地域において住民の社会福祉に関する相談・支援、社会調査活動、生活支援活動等を住民性の原則、継続性の原則、包括・総合性の原則に沿って行う。また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。

や行	
用語	解説
ユニバーサルデザイン	年齢や、障害の有無等に関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように、建物や製品、空間などをデザインすること。
ようかいごにんてい 要介護認定	介護保険制度において、支援や介護を要する状態であることを保険者が認定すること。日常生活（身支度、掃除、洗濯、買い物等）を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」と、日常生活において介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」の2種類の認定が別々に規定され、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度が設けられている。
ようかいごにんていしゃ 要介護認定者	介護保険制度において、介護を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活において介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」が規定され、最も軽度の要介護1から最も重度の要介護5まで、5段階の介護度が設けられている。
ようしえんにんていしゃ 要支援認定者	介護保険制度において、支援を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活（身支度、掃除、洗濯、買い物等）を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」が規定され、最も軽度の要支援1から要支援2まで、2段階の介護度が設けられている。
ようはいりよしゃ 要配慮者	高齢者、障害者、乳幼児その他特に配慮を要する者（災害対策基本法第8条第2項15号）。

ら行・わ行	
用語	解説
レーダーチャート	複数の項目を縦軸にとり、縦軸の原点を1つにまとめて放射線状にした図のこと。クモの巣グラフとも呼ばれる。隣り合うプロット（打点）を直線で結ぶことによって全体のバランスを調べたり、一見して複数のデータを比較したりできるという特徴を持っている。

用語	解説
レスパイト	一時的中断、休息、息抜きを意味する英語「respite」から派生した言葉。レスパイトケアとは、要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアの代替し、リフレッシュを図ってもらうサービスのこと。
ロコモ（ロコモティブシンドローム）	運動器（身体を動かす骨や筋肉）の衰えや障害により、移動に支障がでること。また要介護になるリスクが高まること。

八王子市高齢者計画・第6期介護保険事業計画

～八王子・地域包括ケアシステム推進プラン～

平成27～29年度

平成27年3月 発行

編集 八王子市 福祉部 高齢者いきいき課
住所 〒192-8501 八王子市元本郷町3丁目24番1号
電話 042-620-7243
FAX 042-623-6120
メール b440300@city.hachioji.tokyo.jp

